

No.3 幼稚園事務費事業費、保育所事務費事業費（児童一般分）について

今回の予算は、子ども・子育て支援新制度に移行している私立幼稚園（※）を運営する事業者に対し、国の定める基準（公定価格）により、園児の保育に要する費用を支給するためのもの、また、私立保育園を運営する事業者に対し、国の定める基準（公定価格）により、園児の保育に要する費用を支給するためのものです。今回の事業に対するご意見を募集します。

※新制度の私立幼稚園：暁、海の星カトリック、まきば、めぐみの園、羽津文化、富田文化の6園

幼稚園事務費事業費

1. 目的

子ども・子育て支援新制度に移行している私立幼稚園（※）を運営する事業者に対し、国の定める基準（公定価格）により、園児の保育に要する費用を支給する。

※新制度の私立幼稚園：暁、海の星カトリック、まきば、めぐみの園、羽津文化、富田文化の6園

2. 内容

基本分単価等の公定価格の改定や、副食費免除による加算の項目が追加されたことなどから、当初の見込みとの差が生じたため増額補正を行う。

(1) 公定価格の改定等による支給額の増加 31,657千円

・国家公務員給与改定に伴う人件費の引き上げ、消費税10%への対応による増

(2) 副食費免除による加算（国庫負担事業） 1,663千円

[対象]・年収が360万円未満相当の世帯

・年収が360万円以上相当の世帯で、長子の年齢が小学校3年生以下である
第3子が就園している世帯

[積算] 225円×1,232人/月×6カ月

(3) 副食費免除による加算（市単独事業） 1,728千円

[対象]・年収が360万円以上相当の世帯で、長子の年齢が小学校4年生以上である
第3子が就園している世帯

[積算] 225円×1,280人/月×6カ月

3. 補正予算額

35,048千円

(財源内訳) 国庫支出金 (1/2) 12,475千円

(幼稚園施設型給付費負担金)

県支出金 (1/4・1/2) 10,639千円

(幼稚園施設型給付費負担金)

(幼稚園施設型給付費補助金)

一般財源 11,934千円

保育所事務費事業費（児童一般分）

1. 目的

私立保育園を運営する事業者に対し、国の定める基準（公定価格）により、園児の保育に要する費用を支給する。

2. 内容

基本分単価等の公定価格の改定や、副食費免除による加算の項目が追加されたことなどから、当初の見込みとの差が生じたため減額補正を行う。

(1) 公定価格の改定等による支給額の減少 △ 4 5, 8 7 4 千円

- ・副食費相当額（1人あたり4,500円/月）の基本単価からの差し引きによる減
- ・国家公務員給与改定に伴う人件費の引き上げ、消費税10%への対応による増

(2) 副食費免除による加算（国庫負担事業） 7, 9 3 8 千円

[対象]・年収が360万円未満相当の世帯

- ・年収が360万円以上相当の世帯で、長子の年齢が未就学児である
第3子が就園している世帯

[積算] 4,500円/月×294人×6カ月

(3) 副食費免除による加算（市単独事業） 6, 3 7 2 千円

[対象]・年収が360万円以上相当の世帯で、長子の年齢が小学校1年生以上である
第3子が就園している世帯

[積算] 4,500円/月×236人×6カ月

(4) 副食費の差額分の加算（市単独事業） 5, 8 0 8 千円

[事業概要] (2)、(3)の免除の対象でない園児について、私立保育園に支払われる運営費から差し引かれる副食費4,500円と、公立保育園における副食費3,700円の差額800円を私立保育園に対し支給し、給食費を3,700円に設定していただくことで、保護者の負担感を軽減する。

[積算] 800円/月×1,210人×6カ月

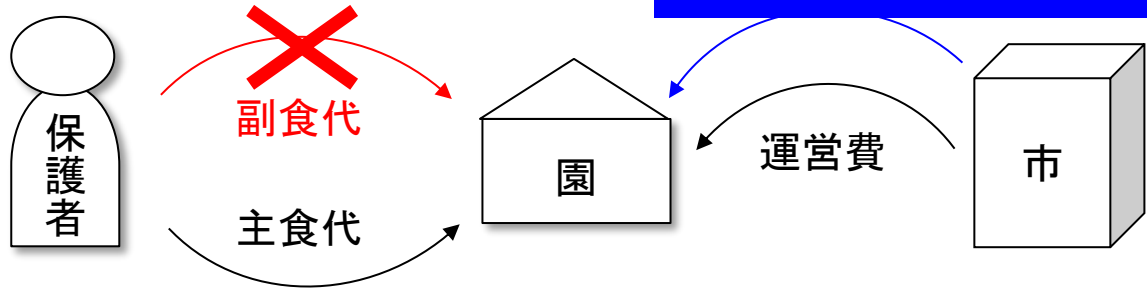
3. 補正予算額

△ 2 5, 7 5 6 千円

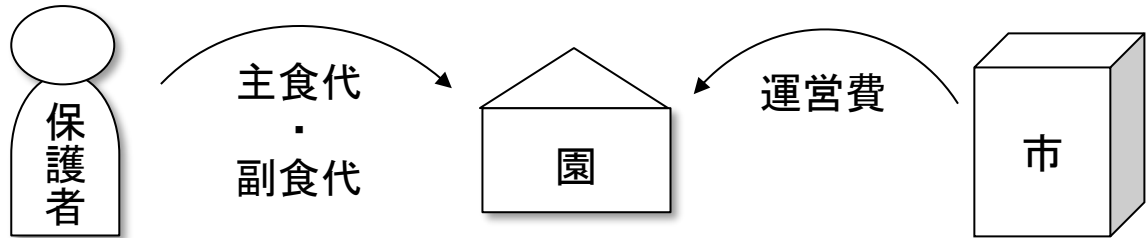
(財源内訳) 国庫支出金 (1/2) 3 6, 7 5 1 千円
(保育所事務費事業費負担金)
県支出金 (1/4) △ 2 0, 2 7 8 千円
(" ")
一般財源 △ 4 2, 2 2 9 千円

○令和元年度10月以降の給食代のイメージ

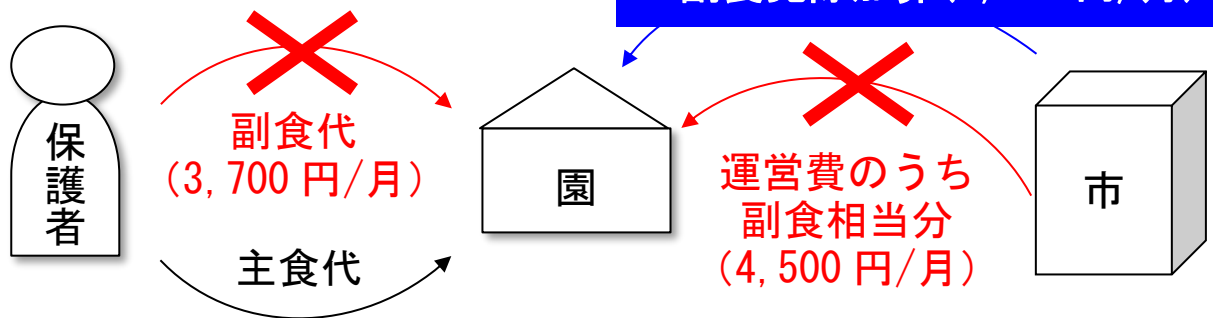
①私立幼稚園（新制度）・免除あり



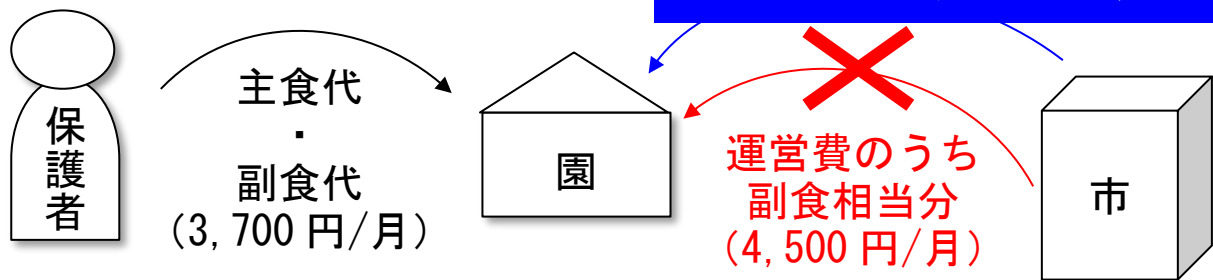
②私立幼稚園（新制度）・免除なし



③私立保育園・免除あり



④私立保育園・免除なし



※4,500円－3,700円＝800円